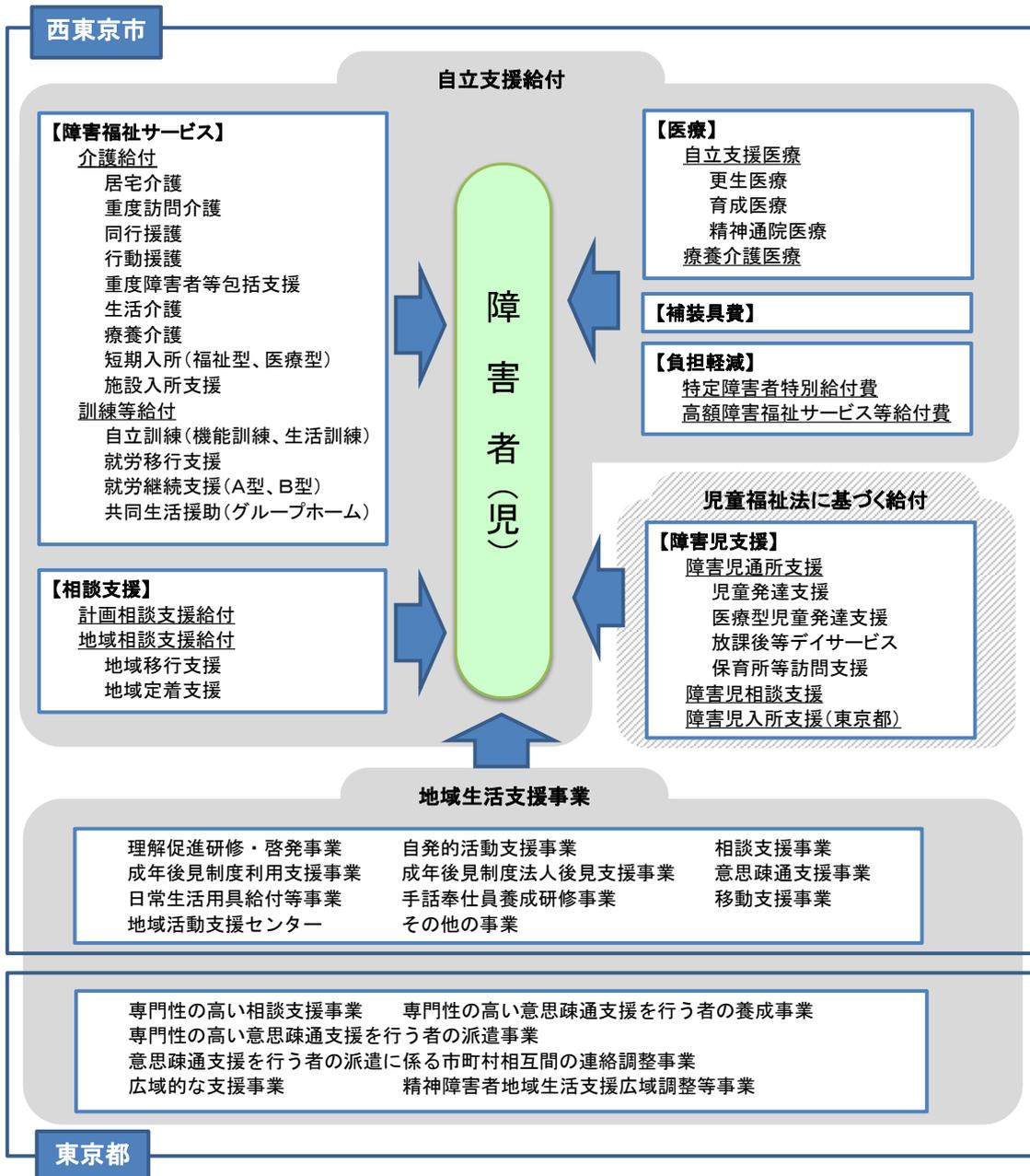


第3章 障害福祉計画の基本的な考え方

1 障害福祉サービス等の体系

障害者総合支援法による給付・事業は、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と地域の実情に合わせて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」で構成されています。自立支援給付のうち、各事業所で行われている直接的なサービスを「障害福祉サービス」と呼びます。「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。

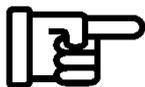
また、平成24年4月に施行された法改正により、18歳未満の障害のある子どもに対するサービスや相談支援は、児童福祉法に位置づけられることとなりました。



地域生活支援事業は都道府県や市町村が地域の実情に合わせて行う事業で、市町村によってサービスのメニューや内容が異なることもあります。専門性の高い相談事業や人材育成などについては東京都が支援を行います。

2 3年間の重点推進項目

アンケート調査・ヒアリング調査の結果や「西東京市地域自立支援協議会計画策定部会」における検討結果、さらに西東京市障害者基本計画で設定された「10年間の重点推進項目」を踏まえて、次の4つの項目を3年間の重点推進項目として設定しました。



重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

～必要な時期に、必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します～



重点推進項目2 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～



重点推進項目3 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して生活するための生活環境を整備します～



重点推進項目4 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制を整備します～

(1) 障害のある子どもへの支援の充実

～必要な時期に、必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備します～

【現状】

現在、市内には下表のような障害児通所サービス事業所があり、260人以上の児童が利用しています（平成27年1月現在）。一方で、アンケート調査・ヒアリング調査では、「障害児やその保護者が利用できるサービスが全体的に不足している」「利用したくても十分に利用できない」という声も多く寄せられています。特に言語訓練等の療育については、市内の社会資源が十分でないためにやむを得ず市外の事業所を利用しているケースもあり、早期発見・早期療育を行う体制が十分整備されていないのが現状です。

【市内の障害児通所サービス事業所等】

児童発達支援事業	西東京市こどもの発達センターひいらぎ、児童発達支援事業みらい、りぼん
放課後等デイサービス	ととろクラブ、療育型児童デイサービスさざんか第1、りぼん、シュプロスひばりヶ丘、くまさん保谷教室、たまみずきひばり

【西東京市在住児童の障害児通所サービス事業所等利用者数】(平成27年1月分)

	利用者数(人)	うち市内事業所の利用者(人)
児童発達支援	127	111
放課後等デイサービス	135	103
合計	263	214

【今後の方向性】

◆ 児童発達支援等の療育の充実

障害を早期に発見し、早い段階で療育を受けることは、障害の軽減や社会適応能力の向上に有効であるとされています。今後は、児童発達支援の提供体制を拡充することで、早期発見・早期療育を行う体制をさらに充実させていきます。

◆ 放課後等の活動場所の充実

就学後の障害児が、放課後や休日に充実した時間が持てるよう、放課後等デイサービスの提供体制を拡充します。そのために、民間事業者に対して情報提供等の支援を積極的に行い、放課後等デイサービスを提供する事業所の誘致を進めます。

(2) 障害のある人の社会参加の推進

～障害のある人の日中活動や就労に対する支援を充実します～

【現状】

アンケート調査・ヒアリング調査では、日中の過ごし方として、施設での訓練や創作活動、就労を希望する声が多く寄せられており、延べ約700人の市民が日中活動系サービス事業を利用しています（平成27年1月現在）。

一方で、市外の事業所を利用している方や、市内の事業所であっても通所に不便を感じている利用者が多いのが現状です。

また、西東京市では身体障害者を主な対象とする「保谷障害者福祉センター」と、精神障害者を主な対象とする「支援センター・ハーモニー」の2つの地域活動支援センターを運営していますが、知的障害者を主な対象とする地域活動支援センターを設置していないのが現状であり、市民や関係機関からは知的障害者を主な対象とする地域活動支援センターの設置を望む声があります。

【市内の日中活動系サービス事業所等】

生活介護	西東京市生活介護事業所、P.F.P.C はたらきば、さくらの園、たんぼぼ、どろんこ作業所
就労移行支援	さくらの園
就労継続支援(B型)	サンワーク田無、さくらの園、たなし工房、ほうや福祉作業所、富士町作業所、コミュニティルーム友訪、ワークステーションウーノ(おかし工房マーブル)、パツ西東京
地域活動支援センター	保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニー

【西東京市民の日中活動系サービス事業所利用者数】(平成27年1月分)

	利用者数(人)				うち市内の施設・事業所の利用者(人)			
	身体	知的	精神	合計	身体	知的	精神	合計
生活介護	55	217	3	275	33	59	0	92
自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	0	2	5	7	0	0	0	0
就労移行支援	3	14	32	49	0	3	2	5
就労継続支援(A型)	3	5	4	12	0	0	0	0
就労継続支援(B型)	38	205	111	354	26	114	69	209
合計	99	443	155	697	59	176	71	306

【今後の方向性】

◆ 知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置

知的障害者の利用を中心とした地域活動支援センターの設置に向け、場所の選定や運営事業者の選定等、具体的な構想づくりを進めます。

◆ 地域での就労に向けた支援の強化

西東京市では、平成 25 年度より「障害者就労支援センター・一歩」に地域開拓促進コーディネーターを配置し、障害者雇用を行う地元企業の開拓や、就労支援ネットワークの構築を行っています。

今後も、公共職業安定所（ハローワーク）、商店会、事業主団体、特別支援学校、市、保健所、障害福祉サービス事業所等の関係機関による地域における就労支援ネットワークの構築を進め、地域での就労に向けた支援を行います。

◆ 就労系サービス事業所の誘致

障害のある人が一般就労へ移行するためのサービスとして、また、日中の活動場所として、就労継続支援（A型・B型）事業所や就労移行支援事業所は重要な社会資源となります。現在、西東京市にはこうした就労系サービス事業所が不足していることから、サービス提供体制の拡充に向け、事業所情報提供等の支援を積極的に行うことで、民間法人の誘致を進めます。

(3) 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

～地域で安心して生活するための生活環境を整備します～

【現状】

障害のある方が住み慣れた地域で暮らしていくためには、建造物や道路のバリアフリー化といった「ハード面」とともに、各種の障害福祉サービスによる日常生活への支援や、権利擁護や虐待防止への取組み、障害に対する理解推進といった「ソフト面」の両面からの環境整備が必要となります。

中でも、居住系サービスの一つであるグループホームは、障害のある人が地域で生活するために重要な社会資源であり、民間事業者や障害のある方のご家族の活動により、ここ数年で複数のグループホームが開設されているところです。

しかし、グループホームは、退所・退院後の地域生活の拠点として、また、「親なき後」の居住の場として、利用ニーズが年々高まっており、市内のグループホームは増加しているものの、今後予想されるニーズに対応するには、十分とは言えないのが現状です。

【今後の方向性】

◆ グループホーム等の地域で生活するための各種サービスの充実

障害のある人が地域で生活するためには、居住系サービスであるグループホームのさらなる整備が必要です。また、グループホームのみならず、訪問系、日中活動系の福祉サービスや、医療サービス等の個々のニーズに適したサービスを複合的に提供することで、地域での生活をサポートする体制が必要となります。

そこで、グループホームを運営する民間事業者の新規参入を誘致するため、情報提供等の支援を積極的に行うとともに、障害福祉サービス事業所や医療機関等の関係機関が連携して、地域での生活をサポートする体制の整備を進めます。

なお、精神障害者のグループホームについては、現在市内では「通過型※」が多くを占めていますが、今後は「滞在型」の充実について検討を進めます。

※通過型グループホームとは、精神障害者を主な対象者としたグループホームのうち、概ね3年間を目途に自立した生活へ移行し、退去することを前提としたものをいいます。また、滞在型グループホームとは、通過型グループホームのような利用制限のないものをいいます。

◆ 障害や障害のある人への理解推進

障害のある人が地域で生活するためには、「社会的な障壁」を取り除いていくことが必要であり、そのためには障害や障害のある人に対する理解の推進が重要となります。

西東京市では、障害者週間（毎年12月3日から9日まで）に開催する展示イベント・講演会や市民まつり等の各種行事、障害者サポーター養成講座、「障害者総合支援センター・フレンドリー」を活用した普及・啓発活動等の機会を通じて、障害や障害のある人への理解を進める活動を行っています。障害や障害のある人に対する理解の推進のため、今後もこうした取組みを継続します。

●コラム● 「ヘルプカード」と「サポートバンダナ」、「サポートキーホルダー」

障害のある人の地域での自立生活を支援するには、市民の「ちょっとした手助け」が重要な役割を担っています。西東京市では、地域での障害者への理解を進め、障害のある人が手助けを受けやすくなるよう、「ヘルプカード」と「サポートバンダナ」、「サポートキーホルダー」の普及に取り組んでいます。

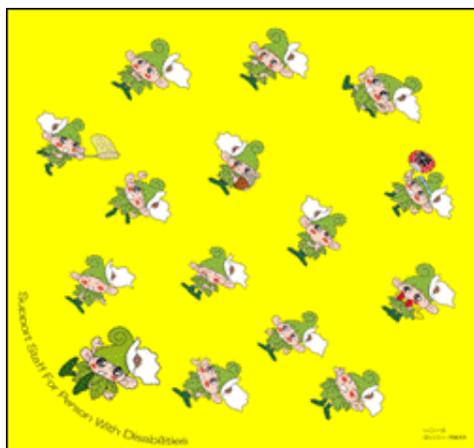
◇ ヘルプカード

障害のある人が携帯して、災害時や緊急時、手助けが必要なときに周囲の人に示すカードです。これにより周囲の人は手助けや配慮が必要なことを知ることができ、声をかけやすくなります。



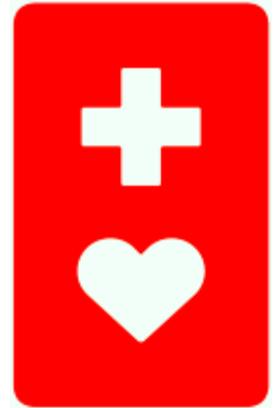
◇ サポートバンダナ、サポートキーホルダー

障害者サポーター（障害のある人を手助けする意志のある方）が携帯することによって、障害のある人が声をかけやすくなります。西東京市が開催するサポーター養成講座や、障害者団体、民生委員等を通じて周知を図り、障害者サポーターを増やしていく予定です。



●コラム● 東京都が作成する「ヘルプマーク」の普及

援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう東京都が作成したマークです。東京都は、ヘルプマークの配布や優先席へのステッカー標示等を、平成 24 年 10 月から都営地下鉄大江戸線で、平成 25 年 7 月から全ての都営地下鉄、都営バス、都電荒川線、日暮里・舎人ライナーで開始し、さらに、平成 26 年 7 月からゆりかもめ、多摩モノレールへと拡大して実施しています。また、平成 26 年 7 月から民間企業への働きかけも実施しています。



ヘルプマーク

西東京市では、障害福祉課窓口においてヘルプマークの配布を行っている他、コミュニティバス「はなバス」車内でのステッカー掲示や、市役所駐車場等でのヘルプマーク所持者のための駐車スペース設置等、ヘルプマークの普及に向けた取組みを行っています。



ご理解ください ヘルプマーク



人工関節や義足を使用している方など外見からは障害があることがわかりにくい方たちが周囲からの配慮や援助を受けやすくするために作成したマークです

西東京市役所（保谷庁舎）の駐車場

(4) 相談支援体制の充実

～相談支援と情報提供を行う体制を整備します～

【現状】

西東京市では、障害福祉課窓口や、「相談支援センター・えぽっく」を軸として、地域活動支援センターである「保谷障害者福祉センター」及び「支援センター・ハーモニー」において相談支援を実施してきました。

また、福祉サービス等の支援に関する情報については、市報や市のウェブサイト、障害者福祉に関する各種施策を総合的にまとめている「障害者のしおり」等による情報提供を行っています。

しかし、アンケート調査やヒアリング調査では、相談の内容によって窓口が異なり、どこで相談を受けたらよいかわからないという声や、ワンストップの相談窓口を求める声が寄せられています。また、情報提供に関しては、「どのようなサービスがあるのか、利用するにはどうしたらいいのかが分かりにくい」といった意見等、サービス等の支援に関する市からの情報提供の充実を求める声も多く寄せられています。

【今後の方向性】

◆ 相談支援体制の充実

地域活動支援センターは、創作活動等を行う日中活動の場であると同時に、相談支援窓口としての性質を有しています。現在、西東京市内には知的障害者の相談に対応できる地域活動支援センターがないため、新たな設置に向けた具体的な構想づくりを進めます。

また、市民や事業所から設置の要望が多く寄せられている、ワンストップの相談窓口機能の充実に向け、「えぽっく」等の既存の相談機関の活用や、「基幹相談支援センター」の新設を含めた検討を進めます。

◆ 計画相談支援・障害児相談支援の利用促進

平成24年4月に施行された法改正により「計画相談支援」「障害児相談支援」が制度化され、障害福祉サービス等の支援にケアマネジメントの視点が導入されました。

サービスの利用者がそれぞれのニーズに合った支援が受けられるよう、計画相談支援や障害児相談支援を提供する事業所の確保や、そこで支援にあたる相談支援専門員の質の向上等に努めることで、「計画相談支援」「障害児相談支援」の利用を促進します。

◆ 「障害者のしおり」等の活用

「どのような支援があるのか」「利用するにはどのようにすれば良いのか」をわかりやすく伝えるため、「障害者のしおり」の内容を充実させ、誰もがわかりやすい冊子にするとともに、市報や市のウェブサイト等の媒体の活用等により、支援に関する情報提供を積極的に行います。

◆ 身近な情報共有ネットワークの活用

アンケート調査の結果、福祉サービス等の支援に関する情報の入手先として、学校・職場・施設・病院や、友人・知人、所属している団体等、自分に身近なところを挙げる回答が多くありました。

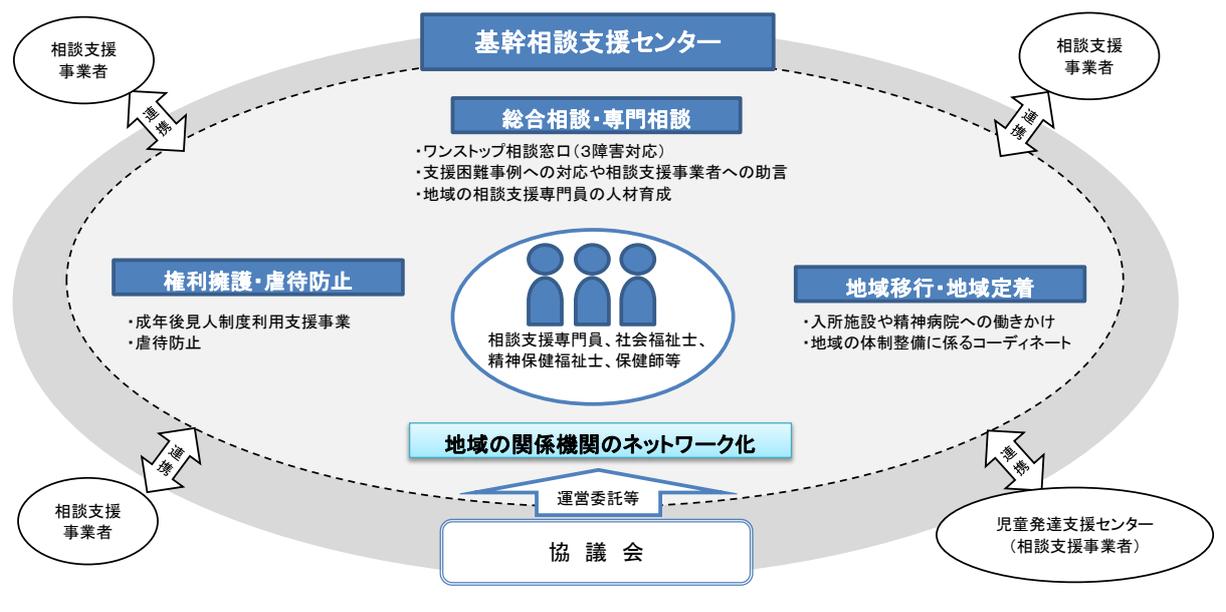
今後は、サービス事業所や学校、障害者団体等を通じた勉強会・説明会等を開催することで、身近な情報共有ネットワークを通じて情報が行き渡る仕組みを構築します。

●コラム● 基幹相談支援センター

「基幹相談支援センター」は、障害の発見から就学までの療育、学齢期、卒業後の生活といった各ライフステージを通じて、障害のある人それぞれに応じた切れ目のない支援を行う際の枠組みの中心となる相談機関です。庁内外の相談支援機関の連携・調整の要として、一人ひとりの情報や課題の共有を図ります。

国は基幹相談支援センターの役割として下記のようなイメージ図を示していますが、西東京市では、こうした役割を踏まえながら、市の実情に応じた基幹相談支援センターの設置を検討しています。

国が示す基幹相談支援センターの役割イメージ

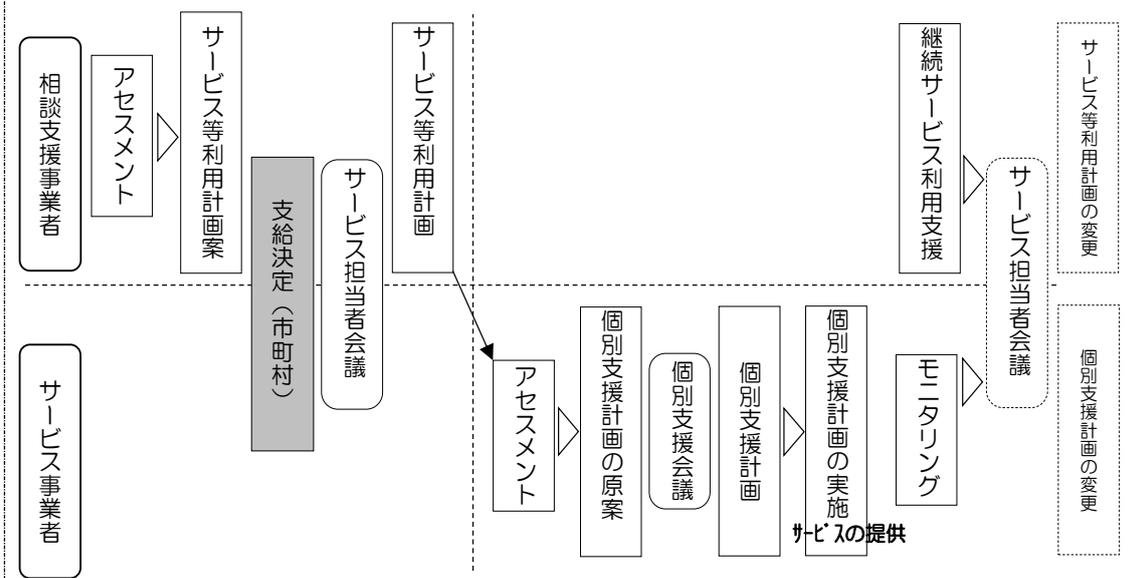


●コラム● 計画相談支援・障害児相談支援

平成 24 年 4 月に施行された法改正により、計画相談支援や障害児相談支援が制度化され、平成 27 年度からはサービス支給決定の際に「サービス等利用計画案」や「障害児支援利用計画案」の提出が義務付けられることとなりました。

これにより、サービスの利用者は、それぞれのニーズに合った支援が受けられるよう、相談支援事業所に相談を行い、相談支援事業所は、市やサービス事業者等と調整を行って利用者にあったサービスの利用計画を作成することができ、サービスの適切な利用管理を行うという「ケアマネジメント」の視点が本格的に導入されることとなりました。

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と障害福祉サービス事業者の関係



3 国の基本指針に基づく成果目標

障害福祉計画の策定にあたっては、国の基本指針に基本的な考え方が示されています。

市町村の障害福祉計画に盛り込むべきまたは盛り込むことが望ましい内容（「国の基本指針」より）

- 1 市町村障害福祉計画の基本的理念等
- 2 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標
- 3 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策
- 4 市町村の地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 5 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 市町村障害福祉計画の期間
- 7 市町村障害福祉計画の達成状況の点検及び評価

目標についての基本的な考え方（「国の基本指針」より）

- ①福祉施設から地域生活への移行促進
- ②精神科病院から地域生活への移行促進（都道府県のみが目標を設定）
- ③地域生活支援拠点等の整備
- ④福祉施設から一般就労への移行促進

西東京市では、「国の基本指針」で示された考え方を踏まえ、目標を以下のとおり設定します。

福祉施設から地域生活への移行促進	平成 29 年度末までに、現在の施設入所者数のうち 17 人が地域生活へ移行することを目標とします（平成 25 年度末時点 138 人の 12%）。
地域生活支援拠点等の整備	今後は、「相談支援センター・えぼっく」や、設置を予定している「基幹相談支援センター」を中心に、関係機関との連携を通してネットワークを形成し、障害者の地域生活を面的に支援する体制の構築を検討します。
福祉施設から一般就労への移行促進	福祉施設から一般就労への移行者数を平成 29 年度には 15 人とすること（平成 24 年度実績 7 人）、また、平成 29 年度末までに就労移行支援事業の 1 か月あたりの利用者数を 47 人以上とすること（平成 25 年度末実績 34 人）を目標とします。